

検察審査会の受理件数、議決件数等

区分 年次	審査事件								第二段階の審査				建議・勧告	
	新受			既済					未済	開始	既済			未済
	申立てによるもの	職権によるもの	合計	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他（審査打ち切り・申立却下・移送）	合計			起訴議決	起訴議決に至らず		
平成30年	2,215	27	2,242	3	81	1,958	287	2,329	867	1	0	1	0	0
令和元年	1,733	64	1,797	9	134	1,640	285	2,068	596	1	0	1	0	0
2	2,116	25	2,141	11	104	1,400	227	1,742	995	5	1	3	1	0
3	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
施行以来総計	174,158	13,932	188,090	2,603	16,653	111,794	56,013	187,063		60	15	18		545

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人数である。
 2 「審査事件」の各数値は、第二段階の審査を含まない数値である。
 3 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
 4 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3による場合その他の事由により審査を終了させた人員を含む。
 5 令和4年度の数値は速報値である。